

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）7月27日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	旭川市 小学校 教 諭 男 性（57歳）	減給2か月 〔給料の10分の1〕	令和元年6月、教室で授業中、児童の発言に感情的になり、右の平手で当該児童の後頭部を1回たたいた。また、同月、教室で授業中、児童を指導した際、当該児童の反抗的な態度に感情的になり、右の平手で当該児童の後頭部を1回たたいた。
2	上川管内 小学校 教 諭 男 性（53歳）	減給2か月 〔給料の10分の1〕	令和2年8月、教室で授業準備中、児童を指導した際に、当該児童の態度に感情的になり、右の平手で当該児童の左頬を1回たたいた。
3	旭川市 小学校 校 長 男 性（58歳）	戒 告	前任校に校長として在職中の令和元年6月から令和2年8月の間に、所属職員による体罰事故が2件発生した。
4	名寄市 高等学校 教 諭 女 性（34歳）	戒 告	令和4年8月、営利企業従事等に係る許可を得ることなく、民間の宿泊施設の従業員として当該宿泊施設の運営業務に従事し、給与を得た。